

「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」 修正箇所一覧表

令和7年7月1日

令和7年3月26日付で公表した実施方針及び要求水準書（案）を、入札説明書等関係書類を公表するにあたって、以下の点を修正しました。

No.	資料名	頁	項目名	修正前	修正後																												
1	要求水準書（案）	－	表紙	奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業） 要求水準書（案） 令和7年3月26日	奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業） 要求水準書 令和7年7月1日																												
2	要求水準書（案）	－	目次	3. 個別業務に関する要求水準……29 （7）備品調達・処分業務に関する要求水準…63	3. 個別業務に関する要求水準……29 （7）備品調達業務に関する要求水準…63																												
3	要求水準書（案）	4	備品調達・処分業務	キ. 備品調達・処分業務 （ア）県管理事務所、食品衛生検査所、見学者コーナー及び会議室等における備品調達設置 （イ）備品調達等に伴う不要物等の撤去処分	キ. 備品調達業務 県管理事務所、食品衛生検査所、見学者コーナー及び会議室等における備品調達設置																												
4	要求水準書（案）	7	適用要綱・各種基準等	（追加）	官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）																												
5	要求水準書（案）	10	契約書類の構成と優先順位	（1）事業契約書・覚書	（1）事業契約書・基本協定書																												
6	要求水準書（案）	15	埋蔵文化財発掘調査	（ア）本事業用地は埋蔵文化財包蔵地外であるが、建設工事等を行うにあたり、<u>トレンチ調査等</u>の手続きが必要となる。受注者は、県が本事業用地にて実施するトレンチ調査及び本調査（別途事業）に伴い必要となる、埋蔵文化財事前準備工事を実施すること。<u>トレンチ調査</u>の所掌区分は下表のとおりとする。 <table><tr><th>工事内容</th><th>発注区分（費用負担区分）及び工事区分</th></tr><tr><td>1. 仮囲い等</td><td>受注者</td></tr><tr><td>2. 表層アスファルト、<u>採石</u>改良材の撤去</td><td>受注者</td></tr><tr><td>3. 掘削</td><td>県（別途事業）</td></tr><tr><td>4. 調査</td><td>県（別途事業）</td></tr><tr><td>5. 埋戻し（不要となる場合あり）</td><td>受注者</td></tr><tr><td>6. 表層アスファルト、砕石、改良材等の復旧（不要となる場合あり）</td><td>受注者</td></tr></table>	工事内容	発注区分（費用負担区分）及び工事区分	1. 仮囲い等	受注者	2. 表層アスファルト、 <u>採石</u> 改良材の撤去	受注者	3. 掘削	県（別途事業）	4. 調査	県（別途事業）	5. 埋戻し（不要となる場合あり）	受注者	6. 表層アスファルト、砕石、改良材等の復旧（不要となる場合あり）	受注者	（ア）本事業用地は埋蔵文化財包蔵地外であるが、建設工事等を行うにあたり、<u>トレンチ調査及び本調査</u>の手続きが必要となる。受注者は、県が本事業用地にて実施するトレンチ調査及び本調査（別途事業）に伴い必要となる、埋蔵文化財事前準備工事を実施すること。<u>トレンチ調査及び本調査</u>の所掌区分は下表のとおりとする。 <table><tr><th>工事内容</th><th>発注区分（費用負担区分）及び工事区分</th></tr><tr><td>1. 仮囲い等</td><td>受注者</td></tr><tr><td>2. 表層アスファルト、<u>砕石</u>、改良材の撤去</td><td>受注者</td></tr><tr><td>3. 掘削</td><td>県（別途事業）</td></tr><tr><td>4. 調査</td><td>県（別途事業）</td></tr><tr><td>5. 埋戻し（不要となる場合あり）</td><td>受注者</td></tr><tr><td>6. 表層アスファルト、砕石、改良材等の復旧（不要となる場合あり）</td><td>受注者</td></tr></table>	工事内容	発注区分（費用負担区分）及び工事区分	1. 仮囲い等	受注者	2. 表層アスファルト、 <u>砕石</u> 、改良材の撤去	受注者	3. 掘削	県（別途事業）	4. 調査	県（別途事業）	5. 埋戻し（不要となる場合あり）	受注者	6. 表層アスファルト、砕石、改良材等の復旧（不要となる場合あり）	受注者
工事内容	発注区分（費用負担区分）及び工事区分																																
1. 仮囲い等	受注者																																
2. 表層アスファルト、 <u>採石</u> 改良材の撤去	受注者																																
3. 掘削	県（別途事業）																																
4. 調査	県（別途事業）																																
5. 埋戻し（不要となる場合あり）	受注者																																
6. 表層アスファルト、砕石、改良材等の復旧（不要となる場合あり）	受注者																																
工事内容	発注区分（費用負担区分）及び工事区分																																
1. 仮囲い等	受注者																																
2. 表層アスファルト、 <u>砕石</u> 、改良材の撤去	受注者																																
3. 掘削	県（別途事業）																																
4. 調査	県（別途事業）																																
5. 埋戻し（不要となる場合あり）	受注者																																
6. 表層アスファルト、砕石、改良材等の復旧（不要となる場合あり）	受注者																																

「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」 修正箇所一覧表

令和7年7月1日

令和7年3月26日付で公表した実施方針及び要求水準書（案）を、入札説明書等関係書類を公表するにあたって、以下の点を修正しました。

No.	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
7	要求水準書（案）	17	電波障害	カ、電波障害 電波障害対策について必要な調査及び対策を行うこと。<u>また、高層建築物の建設に伴う電波伝搬障害について、電波法に基づいて適切な措置を講じること。</u>	カ、電波障害 電波障害対策について必要な<u>机上調査</u>を行うこと。
8	要求水準書（案）	18	別途事業における要件	（１） 基本事項 ア、本事業と並行して実施予定の別途事業を（２）～（９）に示す。なお、別途事業において、一部本事業の業務範囲が含まれる。	（１） 基本事項 ア、本事業と並行して実施予定の別途事業を（２）～（８）に示す。なお、別途事業において、一部本事業の業務範囲が含まれる。
9	要求水準書（案）	19	水産物部冷蔵庫整備	イ、本事業の業務範囲 （ア）整備用地の確保及び整地（既存施設等の解体を含む。） a.新市場の水産物部卸売場及び仲卸売場に近接した場所に、整備可能用地として約4600㎡（建築面積約3300㎡の整形な建物を建設可能とすること。）を確保し、<u>整地</u>すること。	イ、本事業の業務範囲 （ア）整備用地の確保及び整地（既存施設等の解体を含む。） a.新市場の水産物部卸売場及び仲卸売場に近接した場所に、整備可能用地として約4600㎡（建築面積約3300㎡の整形な建物を建設可能とすること。）を確保し、<u>整地程度の仕上げ</u>とすること。
10	要求水準書（案）	21	建築基準法	（２） 建築基準法 本事業の整備施設及び青果仲卸冷蔵庫について、用途上不可分な建築物として扱うためには、運用上不可分な関係にあることを具体的に説明する必要がある。なお、水産物部冷蔵庫については、建築基準法上の敷地を別途確保すること。また、仮使用認定及び仮設建築物許可を必要とする場合は、要件を整えた上で、協議及び申請すること。	（２） 建築基準法 新施設は、各施設への移転前に検査済証の交付及び県における完成確認を受けて、引渡し及び所有権移転が可能となるよう考慮した敷地設定とすること。また、仮設建築物許可を必要とする場合は、要件を整えた上で、協議及び申請すること。
11	要求水準書（案）	24	個別業務	イ、個別業務 （カ）<u>備品調達・処分業務</u>	イ、個別業務 （カ）<u>備品調達業務</u>
12	要求水準書（案）	24	業務体制図のイメージ	（<u>備品調達・処分</u>）	（<u>備品調達</u>）

「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」 修正箇所一覧表

令和7年7月1日

令和7年3月26日付で公表した実施方針及び要求水準書（案）を、入札説明書等関係書類を公表するにあたって、以下の点を修正しました。

No.	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
13	要求水準書（案）	26	統括管理業務に関する要求水準	ア. 業務の目的 個別業務の管理に加え、別途 事業等の管理を全体的に統括する統括管理責任者を配置し、本事業全体を統括管理すること。受注者は、本事業全体を統括することにより、本事業についての一体的なサービスを効果的かつ安定的に提供し、開業準備期間中も含め、当該業務に関する県への積極的な提案、並びに県及び市場関係者との必要な情報交換やその他調整等を、円滑かつ確実に実施すること。	ア. 業務の目的 個別業務の管理に加え、別途事業等の管理を全体的に統括する統括管理責任者を配置し、本事業全体を統括管理すること。受注者は、本事業全体を統括することにより、本事業についての一体的なサービスを効果的かつ安定的に提供し、開業準備期間中も含め、当該業務に関する県への積極的な提案、並びに県及び市場関係者等との必要な情報交換やその他調整等を、円滑かつ確実に実施すること。
14	要求水準書（案）	27	統括管理業務に関する要求水準	（イ）統括管理責任者は常駐することとし、「第3章1（5）打ち合わせ・記録及び報告」に示す会議体への出席を通じて、適切な業務履行を行う体制とすること。	（イ）統括管理責任者の常駐は求めないが、「第3章1（5）打ち合わせ・記録及び報告」に示す会議体への出席を通じて、適切な業務履行を行う体制とすること。
15	要求水準書（案）	29	統括管理業務に関する要求水準	カ. 本事業を進める上で必要な個別業務に対する管理業務 （エ）「年度業務計画書」及び「年度業務報告書」の確認及び県への提出	カ. 本事業を進める上で必要な個別業務に対する管理業務 （エ）「年度業務計画書」及び「年度業務報告書」の確認並びに県への提出
16	要求水準書（案）	33	事業費内訳書等	a. 事業契約書に規定する「事業費内訳書」の内訳区分については、事業契約書に基づき作成する。 <u>要求水準書</u> の変更に伴い「事業費」を変更する際にも、「事業費内訳書」の内訳区分を用いる。	a. 事業契約書に規定する「事業費内訳書」の内訳区分については、事業契約書に基づき作成する。 <u>業務書</u> の変更に伴い「事業費」を変更する際にも、「事業費内訳書」の内訳区分を用いる。
17	要求水準書（案）	33	事業費内訳書等	d. 要求水準書を変更しない <u>限度</u> において、特に必要な場合、又はやむを得ない事由により設計変更が発生した場合、本契約内で対応し、契約変更を行わない。なお、賃金又は物価の変動等により、事業費増加が予想される場合は、契約金額以下となるコスト管理を行うための提案を行うとともに、県と協議すること。	d. 要求水準書に記載の範囲内において、特に必要な場合、又はやむを得ない事由により設計変更が発生した場合、本契約内で対応し、契約変更を行わない。なお、賃金又は物価の変動等により、事業費増加が予想される場合は、契約金額以下となるコスト管理を行うための提案を行うとともに、県と協議すること。

「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」 修正箇所一覧表

令和7年7月1日

令和7年3月26日付で公表した実施方針及び要求水準書（案）を、入札説明書等関係書類を公表するにあたって、以下の点を修正しました。

No.	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
18	要求水準書（案）	35	食品衛生面への配慮	b. 受注者は、工事中における <u>食品衛生確保のために通常必要な措置（養生、交通誘導員等）を行うこと。</u> また、これ以外に <u>交通誘導員Aを10950人・日見込むこと。</u>	b. 受注者は、工事中における <u>安全確保等のために通常必要な措置（養生、交通誘導員等）を行うこと。</u> また、これ以外に <u>市場特有の理由（食品衛生、現地建替、市場運営継続）により必要となる交通誘導員の適切な配置の提案を行うこと。（市場特有の理由による交通誘導員の県の想定は10950人・日）</u>
19	要求水準書（案）	40	実施設計	a. 実施設計書の考え方 実施設計においては、県の完成確認を得た基本設計に基づき、工事の実施に必要な実施設計図書等を作成すること。なお、作成にあたっては、受注者が内訳明細書を作成するために十分な内容とするとともに、内訳明細書の書式・内容等の詳細については、あらかじめ県と協議すること。施工業務着手後に実施設計書の変更を行う場合も、同様とする。	a. 実施設計書の考え方 実施設計においては、県の完成確認を得た基本設計に基づき、工事の実施に必要な実施設計図書等を作成すること。なお、作成にあたっては、受注者が内訳明細書を作成するために十分な内容とするとともに、内訳明細書の書式・内容等の詳細については、あらかじめ県と協議すること。施工業務着手後に実施設計書の変更を行う場合も、同様とする。
20	要求水準書（案）	41	設計意図伝達業務及び資料等の作成	a. 設計意図伝達業務 設計業務者は、工事監理業務者及び施工業務者等に設計意図を伝達するために、 <u>以下業務</u> を行うこと。	a. 設計意図伝達業務 設計業務者は、工事監理業務者及び施工業務者等に設計意図を伝達するために、 <u>以下の業務</u> を行うこと。
21	要求水準書（案）	50	完成写真の提出	(b)受注者及び撮影者等は、撮影時に取得した全ての写真（提出していないものを含む）及び改変物、 <u>副生物</u> を公表、閲覧、譲渡、その他一切の方法により、第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を受けた場合は、この限りではない。	(b)受注者及び撮影者等は、撮影時に取得した全ての写真（提出していないものを含む）及び改変物、 <u>複製物</u> を公表、閲覧、譲渡、その他一切の方法により、第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を受けた場合は、この限りではない。
22	要求水準書（案）	50	電波障害対策工事	a. 電波障害対策工事 施設整備に伴い、周辺住宅等への電波障害が発生した場合は、 <u>県に報告を行うとともに従前の状態まで復旧させ、建物完成迄に全ての補償を行うこと。</u>	a. 電波障害対策工事 施設整備に伴い、周辺住宅等への電波障害に関する <u>机上調査を行うこと。</u>

「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」 修正箇所一覧表

令和7年7月1日

令和7年3月26日付で公表した実施方針及び要求水準書（案）を、入札説明書等関係書類を公表するにあたって、以下の点を修正しました。

No.	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
23	要求水準書（案）	60	移転業務	a. 県管理事務所 (c)仮設建築物等から新施設への移転 ・ 移転にあたり不要となった、県管理事務所の備品等の処分は、 <u>受注者が行うこととする。</u>	a. 県管理事務所 (c)仮設建築物等から新施設への移転 ・ 移転にあたり不要となった、県管理事務所の備品等の処分は、 <u>県が行う。</u>
24	要求水準書（案）	61	移転業務	b. 県中央卸売市場再整備推進室 (c)仮設建築物等から新施設への移転 ・ 移転にあたり不要となった、県中央卸売市場再整備推進室の備品等の処分は、 <u>受注者が行うこととする。</u>	b. 県中央卸売市場再整備推進室 (c)仮設建築物等から新施設への移転 ・ 移転にあたり不要となった、県中央卸売市場再整備推進室の備品等の処分は、 <u>県が行う。</u>
25	要求水準書（案）	62	移転業務	c. 県食品衛生検査所 (c)仮設建築物等から新施設への移転 ・ 移転にあたり不要となった、県食品衛生検査所の備品等の処分は、 <u>受注者が行うこととする。</u> ・ 小型物品等の梱包材は、受注者が準備することとするが、梱包・開梱及び移転作業は、 <u>県が行うこととする。</u>	c. 県食品衛生検査所 (c)仮設建築物等から新施設への移転 ・ 移転にあたり不要となった、県食品衛生検査所の備品等の処分は、 <u>県が行う。</u> ・ 小型物品等の梱包材は、受注者が準備することとするが、梱包・開梱及び移転作業は、 <u>県が行う。</u>
26	要求水準書（案）	63	備品調達・処分業務に関する要求水準	（7） <u>備品調達・処分業務</u> に関する要求水準	（7） <u>備品調達業務</u> に関する要求水準
27	要求水準書（案）	63	備品調達・処分業務に関する要求水準	ア. <u>備品調達・処分業務</u> に関する基本事項 県管理事務所及び県食品衛生検査所が、新施設において既存施設と同等の業務を可能とするために、備品等の調達設置を行うこと。 <u>また、県管理事務所、県中央卸売市場再整備推進室及び県食品衛生検査所において、移転に伴い不要となった備品等の撤去処分を行うこと。</u>	ア. <u>備品調達業務</u> に関する基本事項 県管理事務所及び県食品衛生検査所が、新施設において既存施設と同等の業務を可能とするために、備品等の調達設置を行うこと。

「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」 修正箇所一覧表

令和7年7月1日

令和7年3月26日付で公表した実施方針及び要求水準書（案）を、入札説明書等関係書類を公表するにあたって、以下の点を修正しました。

No.	資料名	頁	項目名	修正前	修正後																				
28	要求水準書（案）	63	備品調達・処分業務に関する要求水準	イ、<u>備品調達・処分業務</u>範囲 下表に<u>備品調達・処分業務</u>の対象範囲を示す。 <table><tr><th>対象</th><th>調達設置</th><th>撤去処分</th></tr><tr><td>県管理事務所</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>県中央卸売市場再整備推進室</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td>県食品衛生検査所</td><td>○ ※</td><td>○ ※</td></tr></table>	対象	調達設置	撤去処分	県管理事務所	○	○	県中央卸売市場再整備推進室	—	○	県食品衛生検査所	○ ※	○ ※	イ、<u>備品調達業務</u>範囲 下表に<u>備品調達業務</u>の対象範囲を示す。 <table><tr><th>対象</th><th>調達設置</th></tr><tr><td>県管理事務所</td><td>○</td></tr><tr><td>県中央卸売市場再整備推進室</td><td>—</td></tr><tr><td>県食品衛生検査所</td><td>○ ※</td></tr></table>	対象	調達設置	県管理事務所	○	県中央卸売市場再整備推進室	—	県食品衛生検査所	○ ※
対象	調達設置	撤去処分																							
県管理事務所	○	○																							
県中央卸売市場再整備推進室	—	○																							
県食品衛生検査所	○ ※	○ ※																							
対象	調達設置																								
県管理事務所	○																								
県中央卸売市場再整備推進室	—																								
県食品衛生検査所	○ ※																								
29	要求水準書（案）	63	業務体制	（ア）<u>備品調達・処分業務</u>にあたっては、業務責任者及び担当技術者の配置を必須とする。 （イ）<u>備品調達・処分業務</u>責任者は、施工業務の業務責任者と兼ねることができる。	（ア）<u>備品調達業務</u>にあたっては、業務責任者及び担当技術者の配置を必須とする。 （イ）<u>備品調達業務</u>責任者は、施工業務の業務責任者と兼ねることができる。																				
30	要求水準書（案）	64	業務計画書の作成	（ア）受注者は、<u>備品調達・処分業務</u>着手に先立ち、<u>備品調達・処分業務</u>計画書を作成の上、県に提出し、その確認を受けること。<u>業務計画書</u>には、業務体制、工程表及び進捗状況の報告方法等を含む必要事項を記載することとし、詳細な内容については、県と協議を行うこと。	（ア）受注者は、<u>備品調達業務</u>着手に先立ち、<u>備品調達業務</u>計画書を作成の上、県に提出し、その確認を受けること。<u>業務計画書</u>には、業務体制、工程表及び進捗状況の報告方法等を含む必要事項を記載することとし、詳細な内容については、県と協議を行うこと。																				
31	要求水準書（案）	64	作業計画書の作成	（ウ）作業計画書の作成 ローリング計画等に基づき、作業工程、搬出入経路及び養生箇所・方法等の<u>備品調達・処分</u>作業全般に関する計画検討を行い、作業計画書を作成すること。	（ウ）作業計画書の作成 ローリング計画等に基づき、作業工程、搬出入経路及び養生箇所・方法等の<u>備品調達</u>作業全般に関する計画検討を行い、作業計画書を作成すること。																				
32	要求水準書（案）	65	備品の処分	キ、備品の処分 <u>（ア）現況調査を行い作成した撤去処分対象備品リストに基づき、不要備品を処分すること。また、不要備品の処分については撤去順序、作業工程、搬出経路及び養生箇所・方法等の撤去処分作業全般に関する計画書を作成し、県の承諾を受けること。</u> <u>（イ）廃棄</u> <u>不要備品は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び特定家庭用機器再商品化法に基づき、適切に処理すること。</u>	キ、備品の処分 <u>現況調査を行い作成した撤去処分対象備品リストに基づく、不要備品の処分については県が行う。</u>																				

「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」 修正箇所一覧表

令和7年7月1日

令和7年3月26日付で公表した実施方針及び要求水準書（案）を、入札説明書等関係書類を公表するにあたって、以下の点を修正しました。

No.	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
33	要求水準書（案）	66	開業準備の協力	（エ）開業準備への協力 各施設での開業へ向けて、県及び市場関係者へ協力すること。また、完成式典までに市場施設のパフレットやリーフレット等（電子データを含む）を作成すること。	（エ）開業準備への協力 各施設での開業へ向けて、県及び市場関係者へ協力すること。また、完成式典までに市場施設のパフレット（A4版フルカラー印刷、10ページ程度、電子データ）を作成し、1000部印刷すること。なお、作成したパンフレット（電子データ含む）の著作権は県に帰属するものとする。
34	要求水準書（案）	71	土木計画	（イ）「第2章2（4）北側用地暫定整備工事」との接続部を当該工事受注者と調整の上、対応すること。	（イ）「第2章2（3）北側用地暫定整備工事」との接続部を当該工事受注者と調整の上、対応すること。
35	要求水準書（案）	73	大規模改修	●外壁改修工事として、浮き補修、ひび割れ補修、欠損補修、下地調整の上、複層塗材E仕上げとする	●外壁改修工事として、浮き補修（アンカーボルト部分球状樹脂注入工法200㎡（アンカーボルト16本/㎡・30g/穴））、ひび割れ補修（シール工法250m（ひび割れ部0.2mm未満 片状球状樹脂W10×厚2）、自動式低圧樹脂注入工法250m（ひび割れ部1mm以下 壁厚150mm程度）、Uカットシール 250m（幅10mm 深さ15mm程度 樹脂モルタル仕上げ）、欠損補修（球状樹脂モルタル充填工法60カ所（平滑仕上げ 100×100×30））、下地調整の上、複層塗材E（耐候性2種 上塗2回 下地調整費(C-2)共 ゆず肌状ローラー塗）仕上げとする。
36	要求水準書（案）	73	防災計画・災害対応	●建物内外について災害時の避難動線を確保し、市場関係者等の安全を守るとともに、緊急車両の動線や寄付きに配慮すること。	●建物内外について災害時の避難動線を確保し、市場関係者等の安全を守るとともに、緊急車両の動線及び停車スペースに配慮すること。
37	要求水準書（案）	73	安全・防犯計画	（追加）	●施設の用途及び業務内容に応じた適切な施設管理が可能な計画とすること。
38	要求水準書（案）	74	共通事項	（追加）	●外装については、以下に示す内容と同等程度の性能を有する計画とすること。
39	要求水準書（案）	76	共通事項	（追加）	●内装については、以下に示す内容と同等程度の性能を有する計画とすること。

令和7年7月1日

令和7年3月26日付で公表した実施方針及び要求水準書（案）を、入札説明書等関係書類を公表するにあたって、以下の点を修正しました。

No.	資料名	頁	項目名	修正前	修正後																																																																																					
40	要求水準書（案）	83	受変電設備	(追加)	令和5年度 電気使用量実績（参考） <table><tr><td></td><td>実績月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td></tr><tr><td>奈良県中央卸売市場</td><td>[kWh]</td><td>358,209</td><td>410,186</td><td>502,182</td><td>678,475</td></tr><tr><td>冷蔵庫A棟、B棟、C棟</td><td>[kWh]</td><td>135,793</td><td>150,384</td><td>162,563</td><td>184,474</td></tr><tr><td>青果水産加工場</td><td>[kWh]</td><td>60,456</td><td>64,281</td><td>78,497</td><td>88,814</td></tr><tr><td>合 計</td><td>[kWh]</td><td>554,458</td><td>624,801</td><td>743,192</td><td>951,763</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td></tr><tr><td>奈良県中央卸売市場</td><td>713,294</td><td>594,082</td><td>395,260</td><td>367,741</td><td>428,588</td></tr><tr><td>冷蔵庫A棟、B棟、C棟</td><td>186,759</td><td>173,228</td><td>148,714</td><td>149,916</td><td>135,411</td></tr><tr><td>青果水産加工場</td><td>109,868</td><td>110,707</td><td>95,056</td><td>70,788</td><td>59,640</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,009,416</td><td>878,017</td><td>630,030</td><td>588,445</td><td>618,639</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>合計</td></tr><tr><td>奈良県中央卸売市場</td><td>899,900</td><td>876,086</td><td>898,212</td><td>5,617,165</td></tr><tr><td>冷蔵庫A棟、B棟、C棟</td><td>114,060</td><td>109,571</td><td>120,224</td><td>1,771,097</td></tr><tr><td>青果水産加工場</td><td>53,582</td><td>49,271</td><td>47,471</td><td>687,816</td></tr><tr><td>合 計</td><td>567,482</td><td>534,928</td><td>565,907</td><td>8,276,078</td></tr></table>		実績月	4月	5月	6月	7月	奈良県中央卸売市場	[kWh]	358,209	410,186	502,182	678,475	冷蔵庫A棟、B棟、C棟	[kWh]	135,793	150,384	162,563	184,474	青果水産加工場	[kWh]	60,456	64,281	78,497	88,814	合 計	[kWh]	554,458	624,801	743,192	951,763		8月	9月	10月	11月	12月	奈良県中央卸売市場	713,294	594,082	395,260	367,741	428,588	冷蔵庫A棟、B棟、C棟	186,759	173,228	148,714	149,916	135,411	青果水産加工場	109,868	110,707	95,056	70,788	59,640	合 計	1,009,416	878,017	630,030	588,445	618,639		1月	2月	3月	合計	奈良県中央卸売市場	899,900	876,086	898,212	5,617,165	冷蔵庫A棟、B棟、C棟	114,060	109,571	120,224	1,771,097	青果水産加工場	53,582	49,271	47,471	687,816	合 計	567,482	534,928	565,907	8,276,078
	実績月	4月	5月	6月	7月																																																																																					
奈良県中央卸売市場	[kWh]	358,209	410,186	502,182	678,475																																																																																					
冷蔵庫A棟、B棟、C棟	[kWh]	135,793	150,384	162,563	184,474																																																																																					
青果水産加工場	[kWh]	60,456	64,281	78,497	88,814																																																																																					
合 計	[kWh]	554,458	624,801	743,192	951,763																																																																																					
	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																					
奈良県中央卸売市場	713,294	594,082	395,260	367,741	428,588																																																																																					
冷蔵庫A棟、B棟、C棟	186,759	173,228	148,714	149,916	135,411																																																																																					
青果水産加工場	109,868	110,707	95,056	70,788	59,640																																																																																					
合 計	1,009,416	878,017	630,030	588,445	618,639																																																																																					
	1月	2月	3月	合計																																																																																						
奈良県中央卸売市場	899,900	876,086	898,212	5,617,165																																																																																						
冷蔵庫A棟、B棟、C棟	114,060	109,571	120,224	1,771,097																																																																																						
青果水産加工場	53,582	49,271	47,471	687,816																																																																																						
合 計	567,482	534,928	565,907	8,276,078																																																																																						
41	要求水準書（案）	91	排水機場設備	(ウ)計画範囲は以下のとおりとするが、記載のない設備についても、排水ポンプ等の更新に必要な付帯設備及び建物に付帯する設備の撤去更新を行うこと。また、既設撤去に伴い必要となる補修を行うこと。	(ウ)計画範囲は以下のとおりとするが、記載のない設備についても、排水ポンプ等の更新に必要な付帯設備及び建物に付帯する設備の撤去更新を行うこと。また、既設撤去に伴い必要となる補修を行うこと。 <u>個別に県と協議の上、撤去が必要な設備を決定すること。</u>																																																																																					
42	要求水準書（案）	108	既存樹木、植栽等	●既存樹木、緑地等は全て撤去し、抜根まで行うこと。ただし、敷地内の樹木は経年により、竣工時よりも成育しているため、現況の成育状況を把握した上で <u>撤去</u> を見込むこと。既存樹木の撤去範囲は「別添資料2 6 外構範囲資料」による。	●既存樹木、緑地等は計画に応じて撤去し、抜根まで行うこと。ただし、敷地内の樹木は経年により、竣工時よりも成育しているため、現況の成育状況を把握した上で <u>事業費</u> を見込むこと。既存樹木の撤去範囲は「別添資料2 6 外構範囲資料」による。 <u>なお、市場外周樹木については、現市場敷地南側及び現市場敷地東側の倉庫加工場No.2以北、現市場敷地西側の電気室以南部分については伐採済みであり、現市場敷地西側の関連倉庫以北については、令和7年度中に伐採予定である。</u>																																																																																					
43	別添資料1		本事業用地範囲説明図、計画対象案内図	(追加)	追加資料：CADデータ「別添資料1 本事業用地範囲説明図」																																																																																					
44	別添資料2		イメージ図	(追加)	追加資料：CADデータ「別添資料2 イメージ図_市場棟」、CADデータ「別添資料2 イメージ図_管理関連棟」、CADデータ「別添資料2 イメージ図_廃棄物集積所」																																																																																					

「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」 修正箇所一覧表

令和7年7月1日

令和7年3月26日付で公表した実施方針及び要求水準書（案）を、入札説明書等関係書類を公表するにあたって、以下の点を修正しました。

No.	資料名	頁	項目名	修正前	修正後																										
45	別添資料 3		現況図、既存施設の概要	(追加)	追加資料：CADデータ「別添資料3 現況図」																										
46	別添資料 4		地盤条件資料（ボーリング調査資料）	(追加)	追加資料:「別添資料4－4 地盤条件資料（ボーリング調査資料）」R7年3月中央卸売市場北側用地」 中央卸売市場再整備に係る北側 地区暫定整備基本設計業務委託 地質調査報告書 令和7年3月 サンコーコンサルタント株式会社																										
47	別添資料 5		北側用地文化財トレンチ調査結果	(追加)	北側用地文化財トレンチ調査における遺構高さについて 令和6年度に北側用地で実施したトレンチ調査について、トレンチ毎に遺構が出土した標高（掘削深さ）を以下に示す。 なお、本調査対象となる河岸部分の遺構高さのみを示す。 <table><tr><td>トレンチ番号</td><td>1-1Tr.</td><td>1-2Tr.</td><td>1-3Tr.</td><td>1-4Tr.</td><td>3-1Tr.</td><td>3-2Tr.</td><td>4-1Tr.</td><td>4-2Tr.</td><td>5Tr.</td><td>6Tr.</td><td>7-1Tr.</td><td>7-2Tr.</td></tr><tr><td>遺構高さ(標高)</td><td>44.0m</td><td>43.8m</td><td>43.8m</td><td>-</td><td>44.0m</td><td>44.0m</td><td>44.3m</td><td>44.2m</td><td>43.3m</td><td>44.4m</td><td>44.2m</td><td>-</td></tr></table>	トレンチ番号	1-1Tr.	1-2Tr.	1-3Tr.	1-4Tr.	3-1Tr.	3-2Tr.	4-1Tr.	4-2Tr.	5Tr.	6Tr.	7-1Tr.	7-2Tr.	遺構高さ(標高)	44.0m	43.8m	43.8m	-	44.0m	44.0m	44.3m	44.2m	43.3m	44.4m	44.2m	-
トレンチ番号	1-1Tr.	1-2Tr.	1-3Tr.	1-4Tr.	3-1Tr.	3-2Tr.	4-1Tr.	4-2Tr.	5Tr.	6Tr.	7-1Tr.	7-2Tr.																			
遺構高さ(標高)	44.0m	43.8m	43.8m	-	44.0m	44.0m	44.3m	44.2m	43.3m	44.4m	44.2m	-																			
48	別添資料 8		ローリング計画図・工事中の動線計画図	(追加)	追加資料：「別添資料8 再整備スケジュール（県想定）」について」																										
49	別添資料 12		関係者協議概要	(追加)	追加資料：エクセルデータ「別添資料12 関係者協議概要」																										

「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」 修正箇所一覧表

令和7年7月1日

令和7年3月26日付で公表した実施方針及び要求水準書（案）を、入札説明書等関係書類を公表するにあたって、以下の点を修正しました。

No.	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
50	別添資料 1 2		関係者協議概要	No.3－都市計画法（開発関係）－開発許可の要不要（都市計画法第29条） No.4－都市計画法（開発関係）－開発許可の要不要（都市計画法第29条） No.5－都市計画法（開発関係）－一体開発について No.6－都市計画法（開発関係）－開発許可の技術的基準 （担当課） <u>奈良県建築安全課開発指導係</u>	No.3－都市計画法（開発関係）－開発許可の要不要（都市計画法第29条） No.4－都市計画法（開発関係）－開発許可の要不要（都市計画法第29条） No.5－都市計画法（開発関係）－一体開発について No.6－都市計画法（開発関係）－開発許可の技術的基準 （担当課） <u>奈良県建築安全課開発・盛土指導係</u>
51	別添資料 1 2		関係者協議概要	No.7－都市計画法（開発関係）－公共施設の移管 （担当課） <u>奈良県建築安全課開発指導係</u> 大和郡山市下水道推進課 等	No.7－都市計画法（開発関係）－公共施設の移管 （担当課） <u>奈良県建築安全課開発・盛土指導係</u> 大和郡山市下水道推進課 等
52	別添資料 1 2		関係者協議概要	No.14－建築基準法－建築物について（別棟取り扱い） 法第2条 奈良県建築基準法の手引き （協議内容・検討要件・手続き等） 建築物について（別棟取り扱い）基準により、同一棟として取り扱うことが示されている。なお、消防法上の延べ面積の扱い方に注意が必要であり、建築基準法上の同一棟（管理関連棟、市場棟、青果仲卸冷蔵庫等）の面積が5万㎡以上の場合、防災センター設置の指導される可能性がある。県の考え方としては、これら同一棟の消防法上の延べ面積を5万㎡未満としたい。（詳細は <u>No.24</u> を参照）	No.14－建築基準法－建築物について（別棟取り扱い） 法第2条 奈良県建築基準法の手引き （協議内容・検討要件・手続き等） 建築物について（別棟取り扱い）基準により、同一棟として取り扱うことが示されている。なお、消防法上の延べ面積の扱い方に注意が必要であり、建築基準法上の同一棟（管理関連棟、市場棟、青果仲卸冷蔵庫等）の面積が5万㎡以上の場合、防災センター設置の指導される可能性がある。県の考え方としては、これら同一棟の消防法上の延べ面積を5万㎡未満としたい。（詳細は <u>No.26</u> を参照）
53	別添資料 1 2		関係者協議概要	No.17－建築基準法－仮使用認定 法第7条の6 （市場エリア整備における県の考え方） <u>工程計画等を含めた受注者提案による。</u>	No.17－建築基準法－仮使用認定 法第7条の6 （市場エリア整備における県の考え方） <u>新施設は、各施設への移転前に検査済証の交付及び県における完成確認を受けて、引渡し及び所有権移転が可能となる計画を想定している。</u>

「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」 修正箇所一覧表

令和7年7月1日

令和7年3月26日付で公表した実施方針及び要求水準書（案）を、入札説明書等関係書類を公表するにあたって、以下の点を修正しました。

No.	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
54	別添資料 1 2		関係者協議概要	No.18－建築基準法－市場周辺の建築基準法上の道路種別について（法第42条） （担当課） 郡山土木事務所建築課	No.18－建築基準法－市場周辺の建築基準法上の道路種別について（法第42条） （担当課） 奈良県郡山土木事務所建築課
55	別添資料 1 2		関係者協議概要	No.19－建築基準法－建築基準法上の道路整備、道路位置指定（法第42条第1項第5号） （担当課） 奈良県郡山土木事務所建築課、 奈良県建築安全課開発指導係	No.19－建築基準法－建築基準法上の道路整備、道路位置指定（法第42条第1項第5号） （担当課） 奈良県郡山土木事務所建築課、 奈良県建築安全課開発・盛土指導係
56	別添資料 1 2		関係者協議概要	No.29－盛土規制法－現市場敷地 （市場エリア整備における県の考え方） <u>入札公告時に示す</u> （協議内容・検討要件・手続き等） <u>入札公告時に示す</u> （担当課） <u>入札公告時に示す</u>	No.29－宅地造成及び特定盛土等規制法－ <u>現市場敷地（既存市場外周水路は除く）における許可要不要</u> （市場エリア整備における県の考え方） <u>造成行為は無く、許可不要として進める方針</u> （協議内容・検討要件・手続き等） ・ <u>現市場敷地（既存市場外周水路は除く）は宅地造成等工事規制区域に該当する。</u> ・ <u>建築物等の工作物を建築・築造する際の掘削及び埋戻しについては、規制対象外。</u> ・ <u>造成行為がない前提であることから、造成行為を行う場合については改めて協議が必要となる。</u> （担当課） 奈良県建築安全課開発審査係 開発・盛土指導係

「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」 修正箇所一覧表

令和7年7月1日

令和7年3月26日付で公表した実施方針及び要求水準書（案）を、入札説明書等関係書類を公表するにあたって、以下の点を修正しました。

No.	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
57	別添資料 12		関係者協議概要	(追加)	No.30－宅地造成及び特定盛土等規制法－既存市場外周水路改修工事（北側水路は除く）における許可要不要 （市場エリア整備における県の考え方） 許可不要として進める方針 （協議内容・検討要件・手続き等） ・本事業で予定している東側水路、西側水路及び南側水路の改修工事エリアは、宅地造成等工事規制区域に該当する。 ・県が想定するローリング計画に基づき実施される当該水路改修工事は、許可不要である旨の回答を得ている。 ・現市場敷地における造成行為を行う場合や、県が想定するローリング計画以外の行為等を行う場合については改めて協議が必要となる。 （担当課） 奈良県建築安全課開発審査係 開発・盛土指導係
58	別添資料 12		関係者協議概要	No.30－盛土規制法－北側用地 （市場エリア整備における県の考え方） 入札公告時に示す （協議内容・検討要件・手続き等） 入札公告時に示す （担当課） 入札公告時に示す	No.31－宅地造成及び特定盛土等規制法－北側用地 （市場エリア整備における県の考え方） 二 （協議内容・検討要件・手続き等） ・北側用地は宅地造成等工事規制区域に該当する。 ・盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるため、許可対象。別途事業（北側用地暫定整備工事）において、令和7年度に法第15条第1項に基づく協議（許可申請）を予定。 （担当課） 奈良県建築安全課開発・盛土指導係

「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」 修正箇所一覧表

令和7年7月1日

令和7年3月26日付で公表した実施方針及び要求水準書（案）を、入札説明書等関係書類を公表するにあたって、以下の点を修正しました。

No.	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
59	別添資料 1 2		関係者協議概要	(追加)	No.49ーインフラー供給方法（電気） （協議内容・検討要件・手続き等） ・受電引込線の更改の際に配線更新工事が発生した場合は、常用線は関西電力送配電（株）負担、予備線は受注者負担が発生します。計画する際には事前に協議すること。
60	別添資料 1 2		関係者協議概要	No.52ー農振法ー農用地除外 （担当課） 大和郡山市農業水産振興課	No.53ー農振法ー農用地除外 （担当課） 大和郡山市農業水産課
61	別添資料 1 7		工事施工区分表（建築、設備）	(追加)	追加資料：エクセルデータ「別添資料1 7 工事施工区分表（建築、設備）」
62	別添資料 1 8		諸室の要求水準	(追加)	追加資料：エクセルデータ「別添資料1 8 諸室の要求水準」
63	別添資料 1 8 - 1	(1/10)	諸室の要求水準	(追加)	●各諸室のセキュリティに十分に配慮すること。 ●要求建具の欄に記載の数量は設置方針の目安を示す。詳細な数量はプランや柱スパン寸法を考慮の上、計画すること。
64	別添資料 1 8 - 1	(1/10)	諸室の要求水準	(追加)	市場棟機能-青果卸-青果荷卸所（配置条件） ●卸売業者2社でエリアを等分して利用するため、配置による条件の違いが生じない様に配慮する。
65	別添資料 1 8 - 1	(8/10)	諸室の要求水準	管理事務所機能-管理事務所-宿直室（配置条件） ●男子宿直室、女子宿直室の2室とする。	管理事務所機能-管理事務所-宿直室（配置条件） ●2室設ける。
66	別添資料 1 8 - 1	(8/10)	諸室の要求水準	(追加)	管理事務所機能-管理事務所-宿直室、シャワー室（脱衣室+ユニットシャワー）（その他） ●管理事務所宿直室及びシャワー室は24時間使用可能とする。

「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」 修正箇所一覧表

令和7年7月1日

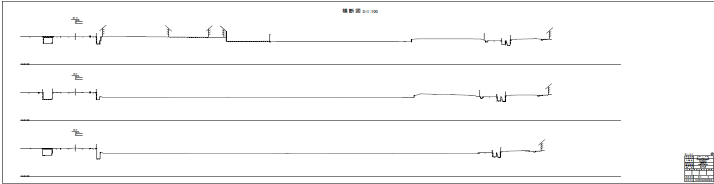
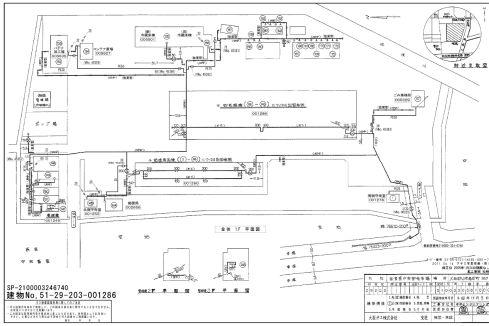
令和7年3月26日付で公表した実施方針及び要求水準書（案）を、入札説明書等関係書類を公表するにあたって、以下の点を修正しました。

No.	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
67	別添資料 18-1	(9/10)	諸室の要求水準	特高受変電室機能-特高受変電室-発電機室（階枠） <u>2</u>	特高受変電室機能-特高受変電室-発電機室（階枠） <u>3</u>
68	別添資料 18-2	(1/9)	諸室の要求水準	項目：仕上	項目：仕上 ※以下に示す仕上と同等程度の性能を有する計画とすること
69	別添資料 20	12	備品リスト	No.24 電話（数量）： <u>二</u>	No.24 電話（数量）： <u>1</u>
70	別添資料 20	16	備品リスト	No.1 集中検針システム(数量)： <u>二</u> No.2 システム用机(数量)： <u>二</u> No.3 事務机(数量)： <u>二</u> No.4 掃除機(数量)： <u>一</u> No.5 スチール書棚(数量)： <u>二</u>	No.1 集中検針システム（数量）： <u>1</u> No.2 システム用机(数量)： <u>1</u> No.3 事務机(数量)： <u>1</u> No.4 スチール書棚(数量)： <u>1</u>
71	別添資料 20	18	備品リスト	No.25 テント・ゴミ箱等(数量)： <u>二</u>	No.25 テント・ゴミ箱等(数量)： <u>1</u>
72	別添資料 20	40～45	備品リスト	2-③：県食品衛生検査所 No.1～No.5、No.23～No.24、No.26～No.27、No.29、No.32～No.36、No.38、 No.44～No.49、No.52、No.70～No.73、No.75～No.78 （移転）： <u>○※</u> ※本事業の移転業務対象外の検査機器や特殊機器等	2-③：県食品衛生検査所 No.1～No.5、No.23～No.24、No.26～No.27、No.29、No.32～No.36、No.38、 No.44～No.49、No.52、No.70～No.73、No.75～No.78 （移転）： <u>○※1</u> ※1 本事業の移転業務対象外の検査機器や特殊機器等を示す
73	別添資料 20	45～50	備品リスト	（追加）	2-③：県食品衛生検査所 No.141～No.181（既存撤去処分）： <u>○※2</u> ※2 解体業務で処分を実施する固定備品を示す
74	別添資料 20	52	備品リスト	No.2 水道(数量)： <u>二</u>	No.2 水道(数量)： <u>1</u>
75	別添資料 20	56	備品リスト	No.2 安全ガード(数量)： <u>二</u> No.3 安全ガード冷蔵庫内(数量)： <u>二</u>	No.2 安全ガード(数量)： <u>1</u> No.3 安全ガード冷蔵庫内(数量)： <u>1</u>

「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」 修正箇所一覧表

令和7年7月1日

令和7年3月26日付で公表した実施方針及び要求水準書（案）を、入札説明書等関係書類を公表するにあたって、以下の点を修正しました。

No.	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
76	別添資料 20	57	備品リスト	No.7 （空白行）	（削除）
77	参考資料 3		現況測量図	（追加）	追加資料: 「R4年度_中央卸売市場北側地区測量業務委託」 No.8~No.10横断面 
78	参考資料 6		ガス整備状況（参考図）	（追加）	追加資料: 既存ガス配管図（以降、P2~P64まで図面を追加） 
79	実施方針	9	入札参加者の構成等	同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理業務にあたる者と施工業務にあたる者を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表者又は役員を兼ねている者をいう。）	同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理業務にあたる者と施工業務にあたる者を同一の者又は相互に資本面における関連（一方の企業が他方の企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。）若しくは人事面における関連（一方の企業の代表者又は役員が他方の企業の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）のある者が兼ねることはできない。

「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」 修正箇所一覧表

令和7年7月1日

令和7年3月26日付で公表した実施方針及び要求水準書（案）を、入札説明書等関係書類を公表するにあたって、以下の点を修正しました。

No.	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
80	実施方針	13	J Vに関する要件	甲型乙型併用 J V の場合であって、分担したいずれかの業務を複数の構成企業が共同で実施する場合の出資比率は、当該業務にあたる構成企業が2者の場合はいずれも30%以上、3者の場合は20%以上、 <u>4者以上</u> の場合は15%以上とすること。	甲型乙型併用 J V の場合であって、分担したいずれかの業務を複数の構成企業が共同で実施する場合の出資比率は、当該業務にあたる構成企業が2者の場合はいずれも30%以上、3者の場合はいずれも20%以上、 <u>4者以上6者以下</u> の場合はいずれも15%以上とすること。